

# 施設補修工事(双葉環境センター)

## 仕 様 書

本仕様書は、双葉地方広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が発注する施設補修工事(双葉環境センター)に適用する。

### 1. 目的

し尿処理施設は数多くの機器を用途ごとに組み合わせて、一つのプラントとして機能しており、構成機器が正常かつ有機的に関連しあい初めてプラントの性能が発揮されるものであり、例え構成機器の一つでも異常が生じるとプラント全体のバランスが崩れ、性能が十分に発揮できなくなる。本補修工事は、双葉環境センターの稼働率の高いポンプ、破碎装置等など定期的な補修に加え、補修対象の設備と密接不可分な設備にある電気計装設備の補修を行い施設の適正な維持管理を図るものである。

### 2. 工事名

施設補修工事

### 3. 工事場所

福島県双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字深谷 808-1 地内 双葉環境センター

### 4. 工事期間

契約の日から令和8年3月27日

### 5. 工事内容

- ①破碎装置点検整備（1式）
- ②前処理設備他点検整備（1式）
- ③無閉塞渦巻きポンプ点検整備（7台）
- ④一軸ネジポンプ点検整備（6台）
- ⑤片吸込み渦巻ポンプ点検整備（3台）
- ⑥ブロワー設備点検整備（3台）
- ⑦遠心分離機点検整備（1台）
- ⑧沈砂設備点検整備（1式）
- ⑨活性炭吸着塔清掃点検整備（3基）
- ⑩生物脱臭塔清掃点検（1式）
- ⑪給水設備点検整備（2台）
- ⑫電気計装設備補修工事（1式）

※詳細については、別紙設計書のとおり。

## 6. 一 一般

### (1) 適用範囲

本仕様書は、工事の基本的内容を定めたものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、各設備の運転管理上必要な事項については、組合と協議のうえ、受託者の責任において処理するものとする。

### (2) 疑義

設計書・仕様書及び図面の内容に相違や明記のない場合、また疑義を生じた場合は監督員及び組合と協議のうえ、指示に従うものとする。なお、今回は電気計装設備補修工事があることから、既存システム構成などの設備内容を十分熟知し、対応すること。

### (3) 業務履行

履行に先立ち、組合及び監督員と十分打ち合わせを行い、施工方法・仮設物・機械器具設備・材料置場・廃材置場等を確認のうえ、監督員の指示に従うものとする。

### (4) 事前打ち合わせ

工事施工に先立ち工程表を組合に提出すること。工程表の作成にあたっては監督員と十分打ち合わせを行い施設運営に支障が無いよう決定するものとする。

### (5) 関係法規等の遵守

労働安全衛生法・労働基準法・高圧ガス取締法・消防法等関係法規を遵守するものとする。特に、労働安全衛生法と公害防止管理には十分注意するものとする。

工事期間内の履行中に事故が発生した場合は、組合に事故の顛末を報告するとともに、全責任を受託者が負うものとする。

### (6) 使用材料

使用する部品等はすべて新品とし、原則として日本工業規格品等又は当該機器メーカーを用いるものとする。

### (7) 性能の維持

工事後、性能の維持を確認するため、監督員立会いにより性能確認を行うものとする。

### (8) 電気水道の使用

本工事を実施するにあたり、双葉環境センター内で使用する水道水及び電力に限り、施設の改造等を伴わない範囲かつ、施設の運転等に支障のない範囲において、当組合で負担するものとする。

### (9) 試運転及び指導

①工事完了後、試運転を行うものとする。

②試運転は監督員の立会いのもとに行うものとする。

③工事の完了した設備等については、監督員等に十分説明を行い、施設運転管理上必要と思われることについては、運転指導を行うものとする。

### (10) 損害補償

作業履行中、受託者の責任による損害を生じた場合は、受託者が完全修復するものとする。

### (11) 保証期間

工事の保証期間は、引渡後1年以内とする。

### (12) 工事検査

各種設備の検査等は監督員等の立会いのもとで行う。

ただし、組合が特に認めた場合には、受託者が提示する検査成績書をもってこれに替えることができる。

### (13) 引渡し

工事完了後試運転を行い、正常な機能が確認された時点で引渡しを行う。

(14) 報告書

業務履行中の写真は、施工前・施工中・材料検査時・完了順に整理し監督員立会いのもとに、交換する部品・規格数量及び作業工程が確認できるように撮影する。

また、報告書はできるかぎり速やかに提出するものとする。

(15) 発生材処分

本工事に伴って発生した発生材および撤去品は、種別ごとに整理の上、受注者の負担により産業廃棄物として合法的に処理し、そのことを証するマニフェストの写しを報告書に添付し、組合に提出すること。

(16) その他

本仕様書は、工事に関わる基本的内容について定めるものであり、本仕様書及び設計書に明記されていない事項であっても、工事の性格上、当然必要と思われるものについては、仕様書等への記載の有無にかかわらず、工事受託者の責任において完備しなければならない。